

農地法の許可申請受付〆切日は毎月 10 日です。

潮来農委だより

第 66 号

発行者 潮来市農業委員会
 編集者 広報委員会
 TEL 63-1111
 内線 271・272



6月11日、潮来小1・2年生がサツマイモの苗植えを体験しました。

(関連記事3ページ)

主な内容

- ◇平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画、議案審査状況 P. 2
- ◇小学生のサツマイモ苗植え体験学習..... P. 3
- ◇小学生のバケツイネ作り..... P. 3
- ◇農業委員会制度改革について..... P. 4
- ◇農業者年金ほかお知らせ..... P. 5
- ◇農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について..... P. 6
- ◇農業改良普及センターからのお知らせ「水稻縞葉枯病」に注意..... P. 7
- ◇農地台帳の公表について..... P. 7
- ◇農業委員会活動報告（前期分）..... P. 8

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画

農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、下記の計画が決定されました。

i 法令事務（遊休農地に関する措置）

現 状	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A × 100)
	2,210ha	71.8ha	3.24%
目 標	遊休農地の解消面積 3ha		

ii 促進事務等

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

現 状	農家数	1,126 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	111 戸	54 経営体	0 法人	0 団体
	農業生産法人	0 法人			
目 標	認定農業者		特定農業法人	特定農業団体	
	3 経営		0 法人	0 団体	

2 担い手への利用集積

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,210ha	371ha	16.78%
目 標	集積面積 20ha		

※ 今年度から、担い手を認定農業者に特定して、利用集積面積を記入しています。

3 違反転用への適正な対応

現 状	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A × 100)
	2,210ha	0.3ha	0.01%
目 標	違反転用の解消面積 0.3ha		

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締 切 日 毎月 10 日
農地農政相談日 随 時
現地調査日 毎月 18 日
総 会 日 毎月 25 日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

議案審査の状況を公表します。

期間：平成27年 1 月～平成27年 6 月
 農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
農地法第 3 条 (農地のままでの権利の移転)	3件	11件	3件	5件		3件
農地法第 4 条 (自己転用)		1件		2件	1件	
農地法第 5 条 (権利の移転を伴う転用)		1件	2件	3件	2件	2件
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)	8件	30件	20件	11件	2件	8件
農地の現況確認証明			1件			
その他			1件	3件	2件	1件

小学生のサツマイモ苗植え体験学習

農政部長 仲田 孝

潮来市農業委員会は、耕作放棄地解消事業の一環として「水郷県民の森」付近の再生した畑約二千平米に、六月十一日、潮来小学校の一、二年生約七十名を招き、サツマイモ苗を三千本植える農業体験学習を行いました。品種は「姫はるか」と「紅あずま」の二品種を地元サツマイモ農家の方より都合していただきました。

さて、体験学習の当日の様子とはといいますと、午前十時半に現地にバスにて到着した子どもたちは、まるで遠足気分のようにしゃぎ元氣一杯でした。朝の挨拶、苗植え方法の指導後、委員や先生方のおかげで約三十分にて無事苗植え作業が滞りなく終わり、次の行事「秋のサツマイモ掘り体験学習」を楽しみに帰って行きました。



考察としては、一年生は、初めての経験のため、折れ曲がって植えたり、葉っぱだけを植えたり、色々ありました。楽しいひと時を過ごすことが出来ました。サツマイモ苗にとっては、順延した二日前の雨の影響が幸いして、畑の水分環境が良くなり、現在は、順調に生育しています。後は、委員による雑草等の管理作業になります。私達、農



業委員会は、これからも、実際に畑の土に触れ親しみ、そして収穫の楽しみまでの作業を通じて、食の文化をもう一度若い方々と一緒になり、考えて行きたいと思えます。最後に今回の行事にご協力いただいた畑の所有者、地元サツマイモ農家の方、市教育委員会、学校関係の方々を始め関係者の皆様方に改めて、感謝の意を申し上げて、サツマイモ苗植え体験学習の報告とさせていただきます。

今年も「バケツイネ」作り 牛堀小・延方小の5年生が育てています。

牛堀小学校

これまでの2ヶ月間バケツイネで児童たちは粉からイネになるまで育ててきました。これからさらに大きく育てるために、肥料をいれました。夏休みはバケツイネを家に持ち帰り育てます。児童たちは秋の収穫を楽しみにしています。



延方小学校

総合学習の一環として行っています。「調べて体験！米作り」をテーマに、一粒のお米から成長する段階を間近で観察することができ、日々の成長を楽しんでいます。



農業委員会制度改革について

現在、国会において、規制改革に伴い、「農業委員会等に関する法律」の一部改正について審議が行われており 8 月～9 月には、法律が成立し、公布される状況にあります。施行については、平成 28 年 4 月 1 日を予定していますが、公布日（官報掲載日）以降は、新しい法律に基づき、農業委員の選挙が廃止されます。なお、経過措置として、公布後から施行日までに、任期が満了する農業委員会においては、現在の農業委員が施行日前日まで任期が延長されます。

主な改正の内容

1. 農業委員の選出方法について、選挙、団体推薦による選任制度が廃止され、地域からの推薦を受けた者等の中から、市町村議会の同意を得て市町村長が任命する任命制度になります。
2. 農地等の利用の効率化及び高度化の促進等の活動を行う「農地利用最適化推進委員」（仮称）を、区域ごとに、推薦を受けた者等の中から農業委員会が委嘱します。

※なお、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数、報酬等の詳細につきましては、公布後、制定される政令、省令等に基づき市町村で条例・規則等の改正を行い決定します。

【お問合せ先】 潮来市農業委員会 ☎ 0299-63-1111（内線 271・272）

なくそう農地の無断転用 ～農地法に基づく手続き～

農地転用ってなに？

農地転用は、農地に住宅の建築を行ったり、駐車場や資材置場などにしたりと、農地を耕作以外の用途に変更することをいいます。

農地転用は許可が必要？

農地転用をするには農地法第四条又は農地法第五条の許可が必要です。一時的に農地を駐車場などに転用する場合も許可が必要です。ただし、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出を行えば許可の手続きは要しないことになっています。

農地法第四条と第五条の違いは？

農地法第四条は農地の所有者自らが農地転用を行う場合で、農地法第五条は農地の所有者から農地を買ったり、借りたりして農地転用を行う場合に必要な許可です。

農地改良ってなに？

農地改良とは、田を畑に転換したり、低地で水はけの悪い畑等に土を入れ利用度を高め、農業経営の合理化と有効利用を図るものを言います。

農地改良の手続き

農業委員会の協議が必要です。場合によっては一時転用扱いとなります。事前にご相談ください。

農地改良は自らの意思で行いましょう

工事中や工事後のトラブルは土地所有者である「あなた」が解決しなければなりません。

業者まかせにせず、使用する土が良質かどうか、工事が計画書のとおり施工されているか等必ず確認しましょう。

農地改良後について

農地改良後に農作物の作付けがされず、雑草が繁茂している農地が見受けられます。

※農地改良後は作付けを行い、有効に利用してください。

どんな農地が対象？

すべての農地が対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。

また、地目が農地以外でも、耕作の用に供されている（肥培管理されている）土地は農地とみなされます。

許可は誰がするの？

四ヘクタール以下の農地転用は県知事、四ヘクタールを超える場合は農林水産大臣が許可します。

許可申請の手続きは？

申請は農業委員会に提出します。農業委員会では、受け付けられた申請の内容を審査し、県知事に送付します。そして、県知事がそれぞれの申請に対し、個別に許可か不許可を判断します。

農地を無断で転用したら？

許可を受けずに無断転用や埋立てをした場合や許可を受けても許可どおりに転用（利用）しない場合は、県知事による工事の中止や原状回復命令が発せられる場合があります。

【お問合せ先】

潮来市農業委員会 ☎ 0299-63-1111（内線 271・272）

農業者年金で生涯所得の確保を！

国が支える 安心が大きくなる
相い手積立年金



- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは…

◆国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く。)

◆年間60日以上農業に従事

◆60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

なるほど！



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	加入年数		保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
40歳	20年	男性	64万円	107万円
		女性	54万円	90万円
50歳	10年	男性	28万円	48万円
		女性	24万円	40万円

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。制度発足以降12年間(H25まで)の運用利回りの平均は、年率2.53%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成27年度は0.75%です。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJA
または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)



平成28年度 茨城県立農業大学校 入学生募集

学科と入学定員	農学科 40名、園芸学科 30名、畜産学科 10名、研究科 10名
願書受付期間	・推薦入試 9月30日(水)～10月15日(木) 一般入試前期、研究科入試 11月16日(月)～12月8日(火) ・一般入試後期 2月5日(金)～2月24日(水)
入学試験日	・推薦入試 10月27日(火) ・一般入試前期、研究科入試 12月16日(水) ・一般入試後期 3月4日(金)

【お問合せ先】
茨城県立農業大学校 ☎ 029-292-0010

平成27年度いばらき営農塾 受講生募集

いばらき営農塾は、作物の生理・生態や栽培方法などの講義と作物の栽培管理やパイプハウスづくりなどの実習を通して、基礎的な農業技術を学ぶ研修です。

研修の概要

	営農支援研修 Bコース
対象者	茨城県において新たに農業を始めようとする方や始めて間もない方で、農業経営を本格的に志す方(概ね45歳まで)
期間	12月2日～3月12日 水曜日 18:00～20:30 土曜日 9:30～15:30
講義内容	野菜園芸汎論、野菜各論、土壌肥料、病虫害防除、雑草防除他
実習内容	作物栽培実習(トマト、レタス、カンショ等の播種、定植他)
研修日数	27日
定員	40名
申込締切	11月9日

農業大学校本校(茨城町長岡)での開催となります。

■申込先 行方地域農業改良普及センター(申込書を提出) ☎72-0256

■受講料 Bコース 16,200円、別途、テキスト代等(6,000円程度)が必要です。

■受講者の決定 申込書などにより選考したうえで受講者を決定します。

農地を貸したい方と、借りたい方を募集しています!



借受

農地中間管理機構

(茨城県農林振興公社)

貸付



農地を貸したい (出し手)

・規模縮小・経営転換・農地相続

担い手がまとまりのある形で
農地を利用できるよう貸付

農地を借りたい (担い手)

・規模拡大・新規参入

農地中間管理機構では、機構が農地をお借りし、農地を借りたい方(公募に応募した担い手)に転貸することで、農地の集積・集約化を推進しています。

農地を貸したい方

・農地を貸したい方(規模縮小, 経営転換, 農地相続)は、農地のある市町村にご相談下さい。

農地を借りたい方

・借受希望者の公募を行っております。担い手として登録を希望する市町村にご相談ください

経営転換協力金

経営転換やリタイア時において機構に農地を貸し付けた方に交付
⇒貸付面積に応じて30万円～70万円/戸
(利用権の更新時等に, 残りの農地をあわせて機構に貸し付ける場合も, 交付対象となります。)

耕作者集積協力金

機構の借受農地に隣接する農地を機構に貸し付けた所有者等に交付
⇒2万円/10a

H27年度中の活用が有利!!

(交付単価が, H28・29年度は1/2, H30年度は1/4に減額されます。)

また, 地域がまとまり, 地域内農地の2割以上を機構に貸し付ける場合に, 2.0万円～3.6万円/10aを交付する「地域集積協力金」もあります。

(H27年度中の活用が有利!! H28・29年度は3/4, H30年度は1/2に減額されます。)

- 潮来市役所農政課又は, 農地中間管理機構まで, お気軽にお問い合わせ下さい。

潮来市役所農政課 電話 63-1111

農地中間管理機構 (公益社団法人茨城県農林振興公社)

水戸市上国井町3118-1 電話029-239-7131 FAX029-239-7097

ホームページ : <http://ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

農地利用状況調査 (農地パトロール) の実施について

農地法の改正により、農業委員会は毎年1回、地区内にある農地の利用状況について調査を行うことになりました。(農地利用状況調査の実施が義務付けられました。)

本委員会では、平成27年度においても、10月～12月にかけて、農地の利用状況調査(農地パトロール)を計画しています。調査の際には、農業委員、事務局職員等が、農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。なお、調査の結果、遊休農地を把握したときは、

所有者等に対し「利用意向調査」を実施して、利用可能な農地につきましては、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ集積し、農地の有効利用を促進していくこととなります。

※ 遊休農地につきましては、雑草が繁茂し、交通の妨害、ゴミの不法投棄、病害虫の発生等、近隣農地や住民の方に大変な迷惑がかかりますので、所有者の方は、草刈等の適正な管理をお願いいたします。

農業改良普及センターからのお知らせ

「水稻縞葉枯病」に注意

本病は、イネ縞葉枯ウイルスを保有したヒメトビウンカがイネを吸汁することにより感染・発病する病気です。

一度発病すると治療する方法はありません。

近年、栃木県・群馬県を中心に北関東で発生が増加しており、本県では、県西地域を中心に発生が増加している病害です。

発病株は葉および葉鞘に黄緑色または黄白色の縞状の病斑を生じ、生育が不良となります。生育初期に発病すると、分げつが葉先から「こより状」に垂れ下がって枯れ上がりやす。また、穂は出にくくなり、不稔になることにより減収します。

平成 27 年 6 月 30 日に行った、普及センターの調査では、行方地域の発



分げつの枯死症状
(茨城県農業総合センター・農業研究所提供)

生を確認していませんが、今後の発生に注意が必用です。

防除のポイント

※本病を媒介するヒメトビウンカの防除を徹底する。

〔薬剤防除〕

1、育苗箱施薬による初期防除を徹底する。

2、第1世代成虫は6月以降本田に侵入するので、育苗箱施薬剤は効果の長い薬剤を選択が望ましい。

3、育苗箱施薬を行わなかった場合や発生が多い場合には、6月下旬から7月上旬に第2世代幼虫に対する防除を行う。

〔耕種的防除〕

1、抵抗性品種(一番星)を導入する。



穂の出すくみ症状
(茨城県病害虫防除所提供)

- 2、イネの収穫後は速やかに耕起し、ヒコバエ(再生イネ)やイネ科雑草を鋤き込む(ヒメトビウンカが秋(春期)に生息し難い環境にする)
- 3、冬季に畦畔や水田のイネ科雑草を防除しヒメトビウンカの越冬場所をなくす。



ヒメトビウンカ 成虫(雄)



ヒメトビウンカ 幼虫

この記事に関するお問い合わせ
茨城県行方地域
農業改良普及センター
TEL 72-0256

カメムシ防除の補助金について

補助単価:1,000円/10a(上限)
補助対象者:①潮来市に住民登録がある農業者
②生産調整達成者
申請方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

■潮来市農政課
(TEL 63-1111、内線 264・265)

農地台帳の公表について

農地法の改正により、農地台帳が法定化され、農地利用集積、遊休農地の解消対策等を進めるために、平成27年4月1日から農地台帳及び地図がインターネット等で公表されることになりました。

■インターネットでの公表

全国農業会議所が管理・運営する全国農地ナビ(<http://www.alis-ac.jp/>)において農地の所在、地目、面積等の基本情報、地図等が閲覧できます。

■農業委員会窓口での公表

農地の所在を特定して申請を行なうことにより、農地情報の閲覧及び提供ができます。

- ※・個人情報保護に関する観点から、全ての情報が公表されるわけではありません。
- ・市街化区域内の農地は、公表の対象ではありません。
- ・記載された事項については、農業委員会がその内容を証明するものではありません。
- ・公表される農地情報は、一定の時期に作成されたものであるため、最新の情報と異なる場合があります。

農業委員会活動報告（前期分）

- 1月4日 新春賀詞交歓会
- 5日 選挙人名簿受付(5日～10日)
- 14日 認定農業者経営相談会
- 16日 県農業会議常任会議員会議(水戸市)
- 19日 農地部会
- 26日 1月定例総会・選挙人名簿審査
- 2月1日 選挙人名簿を市選挙管理委員会へ送付
- 5日 行方地域農業改革フォーラム(レイクエコ)
- 12日 農業委員会行方地域協議会研修会(群馬県(12日～13日))
- 14日 潮来市農業再生協議会
- 16日 県農業会議常任会議員会議 県外農業状況調査(山武市ほか)
- 18日 農政部会・農地部会
- 19日 鹿行地区農業委員会及び関係機関による農政会議(鹿嶋市)
- 23日 農地を活かし担い手を応援する運動推進大会(小美玉市)
- 24日 農作業標準賞金協議会
- 25日 2月定例総会
- 3月4日 牛堀地区農用地集積推進委員会視察研修会(福島県(4日～5日))
- 13日 農業委員会行方地域協議会理事會
- 16日 県農業会議定例総会・県農政活動推進本部代議員総会(水戸市)
- 18日 農政部会・農地部会
- 25日 3月定例総会
- 4月16日 県農業会議常任会議員会議 郡協議会会長、事務局長会議(水戸市)
- 17日 農業委員会行方地域協議会定期総会(潮来市)
- 20日 農地部会・農政部会
- 27日 4月定例総会
- 5月10日 あやめ園整備事業
- 18日 県農業会議常任会議員会議 農業委員会会長・局長会議(大洗町(18日～19日))
- 農地部会
- 21日 潮来市認定農業者連絡協議会総会
- 23日 水郷潮来あやめまつり大会開会式
- 25日 5月定例総会
- 28日 全国農業委員会会長大会(東京都)
- 農業委員会行方地域協議会理事會
- 6月10日 潮来市農業再生協議会総会
- 11日 耕作放棄地解消作業(いも苗植え体験学習)
- 16日 県農業会議常任会議員会議(水戸市)
- 23日 農地部会・広報委員会
- 26日 行方地域農業改良推進協議会通常総会(行方市)
- 29日 6月定例総会
- 7月1日 茨城県市農業委員会会長会総会及び研修会(日立市(1日～2日))
- 7日 茨城農業改革推進大会(水戸市)
- 8日 潮来市担い手育成総合支援協議会総会
- 9日 農業委員会行方地域協議会研修会(福島県(9日～10日))
- 13日 霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会通常総会(行方市)
- 15日 行方地域農業振興協議会定期総会
- 16日 県農業会議常任会議員会議(水戸市)
- 21日 農地部会・広報委員会
- 27日 7月定例総会

◆ 全国農業新聞 ◆

全国農業新聞は、農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。

全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や、地域独自のイベント情報などの提供も行っています。

農業情報が満載「全国農業新聞」で、一步進んだ農業経営と豊かな家庭を！

発行日 / 毎週金曜日 購読料 / 月700円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ (☎63-1111、内線271・272)

編集後記

近年は、異常気象で気温の変動が大きく、農業にとっては対応・対策が大変ですね。また、新聞・テレビなどの報道では、自然災害や火山噴火、それに、特に気を付けなければならぬ二セ電話詐欺が多発しています。

農家においては、立秋を迎え、収穫時期となりますが、心配なのが例年来る台風です。今年は近年に比べ台風の発生件数が多くなっているようです。

農業を取り巻く環境は厳しい状況ですが、収穫という農家にとって一番の楽しみと喜びがあります。何かと忙しい時ですが、体に十分気を付けて、事故のないよう、また豊作でありますように祈ります。

広報委員 榊原 昭男

◆ 広報委員会 ◆

- 委員長 吉川 吉之助
- 副委員長 橋本 きくい
- 委員 高田 秀子
- 委員 高橋 慶治
- 委員 高輪 良夫
- 委員 小澤 新
- 委員 大崎 高
- 委員 大久保 昭男
- 委員 榊原 武彦
- 委員 久保 彦